

国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出

令和〇年△月△日

総務大臣
殿
大阪府選挙管理委員会

政治団体の名称 大阪花子後援会

国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知に記載されている寄附日

事務所の所在地 大阪市中央区大手前1-2-3

代表者の氏名 甲山乙夫

令和8年5月6日に国会議員関係政治団体から受けた寄附について、令和8年5月7日

に政治資金規正法第19条の16の3第2項の規定による通知を受け、当該寄附により同条第

1項 第1号の金額が1,000万円以上となったため

第1号
第2号

国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知があった日

下記へ
第1号 → 1号 or 2号団体からの寄附

第2号 → 3号団体からの寄附（政策研究団体）

政治資金規正法第19条の16の3第1項第1号の寄附（同法第19条の7第1項第3号以外に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が1,000万円以上となったとき

政治資金規正法第19条の16の3第1項第1号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者

ふりがな 氏名	公職の種類
こうやま おつお 甲山 乙夫	衆議院議員（現職）

政治資金規正法第19条の16の3第1項第2号の寄附（同法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が1,000万円以上となったとき

政治資金規正法第19条の16の3第1項第2号の国会議員関係政治団体

名称	政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
	該当

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置（押印等）を講ずる場合は、この限りでない。
- 「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。